

京都市の使用済小型電子機器等（使用済小型家電）の回収に関する取組状況

1 経過

- ・ 平成 21 年度に「国モデル事業」に応募し，モデル地域の採択を受け，平成 21 年 11 月から事業を開始
- ・ 「国モデル事業」は，平成 22 年 12 月をもって終了したが，京都市循環型社会推進基本計画の基本方針の下，本市予算にて回収を継続
- ・ なお，平成 23 年 6 月から 12 月までの期間は，環境省によるモデル地域の採択を受け，回収品目を 15 品目から 34 品目に拡大し，再び国予算で事業を実施

平成 21 年 11 月～平成 22 年 12 月：環境省及び経済産業省のモデル事業

平成 23 年 1 月～平成 23 年 5 月：本市予算

平成 23 年 6 月～平成 23 年 12 月：環境省のモデル事業

平成 24 年 1 月～：本市予算で継続中

2 事業内容

(1) 使用済小型家電の回収

スーパーマーケット，ショッピングセンター等に専用の回収ボックスを置いて使用済小型家電（34 品目）を回収している（「参考 回収ボックス設置場所一覧」参照）。

対象品目数	34 品目
品目リスト	< 従来 15 品目 > 携帯電話・PHS，家庭用ゲーム機ソフト（ソフト），ポータブル式音楽プレーヤー，デジタルカメラ，電卓，家庭用ゲーム機本体（携帯用，据置用），パソコン用外付けディスクドライブ（HDD 等），ポータブル式ラジオ，電子辞書，携帯液晶テレビ，電子手帳，ビデオカメラ，USB メモリー，ポータブル DVD プレーヤー，IC レコーダー < 新規 19 品目 > 電気コード類（AC アダプター・ケーブル・延長コード等），充電器，リモコン，パソコン周辺機器（マウス・キーボード・ケーブル等），時計，ヘアードライヤー，電気カミソリ，電話機（子機含む），おもちゃ（電動のもの），ゲームコントローラー，メモリー類（SD カード，メモリースティック等），モデム類，電子健康器具類（体脂肪計，電子体温計等），電動歯ブラシ，電動工具・ポンプ・モーター類（ミキサー，ポンプ等），デジタルキッチン用具（スケール等），プリンタ・スキャナ，カーオーディオ，カーナビ・カーDVD，
回収拠点数	47 拠点

(2) 普及啓発

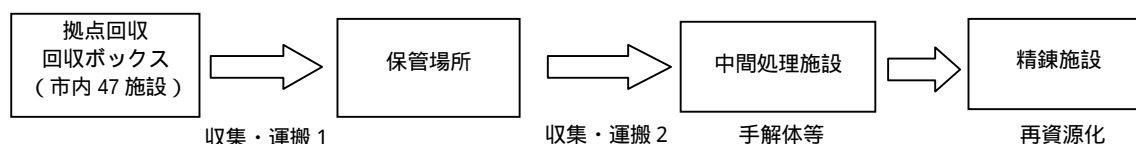
事業を周知し、回収量の向上を図るため、リーフレットを公共施設などに配架するほか、イベント時に、事前に周知を行った上で回収する「イベント回収」を実施している。

イベント名	市役所前フリーマ	京都サンガF C ホームゲーム
実施回数（回）	7	18
回収量（個）	51	291

平成 24 年 4 月から 12 月までの実績

(3) 再資源化

市内の回収拠点から小型家電を収集し、市内の保管場所にて異物除去した後、中間処理施設に運搬。手解体等の中間処理後、精錬施設にて有用金属に再資源化している。



3 回収実績

表 2 1 ~ 2 4 年度の小型家電の回収結果（単位：個）

年度		H21 (5 ヶ月)	H22 (12 ヶ月)	H23 (12 ヶ月)	H24 (2 ヶ月)
回収品目					
従来 15 品目	携帯電話・PHS	1,414	2,751	3,919	893
	家庭用ゲーム機ソフト(カセット)	521	347	1,320	325
	ポータブル式音楽プレーヤー	388	487	1,143	292
	デジタルカメラ	264	348	847	196
	電卓	272	326	843	233
	その他(10 品目)	1,107	1,061	2,362	619
	15 品目総個数(個)	3,966	5,320	10,434	2,558
	15 品目合計重量(kg)	920	1,051	2,076	520
新規 19 品目	電気コード類	-	-	12,677	3,603
	充電器	-	-	2,269	593
	リモコン	-	-	1,753	560
	パソコン周辺機器	-	-	2,038	816
	時計	-	-	1,096	373
	その他(14 品目)	-	-	4,946	1,737
	19 品目総個数(個)	-	-	24,779	7,682
	19 品目合計重量(kg)	-	-	4,342	1,501
対象品目総個数(個)		3,966	5,320	35,213	10,240
対象品目合計重量(kg)		920	1,051	6,418	1,501

平成 23 年 6 月から 34 品目に拡大して回収している。

拠点回収のほかにイベント回収量を含む。

平成 24 年 6 月回収分からの回収量は未計測（今後計測）

【参考】回収ボックス設置場所一覧

施設名	設置数	詳細
市営地下鉄駅	4	烏丸御池, 国際会館, 竹田, 山科
区役所・支所, 出張所	15	全エコまちステーション(11区役所, 3支所) 出張所(京北)
まち美化事務所	7	全まち美化事務所
市役所	1	(本庁舎南)
上京リサイクルステーション	1	(参考)旧上京まち美化事務所
京都市体育協会	1	市民スポーツ会館(西京極),
スーパー等民間施設	18	イオン(京都西店, 北大路ビブレ, 伏見店), イズミヤ (白梅町店, カナート洛北, 高野店, 伏見店, 六地藏 店), 京都生協(コープ羽束師), ケーズデンキ(伏見 店), 西友(三条店, 山科店, 桂店), 阪急オアシス(山 科店, 伏見店), 平和堂(アル・プラザ醍醐), ビックカメ ラ(JR京都駅店), ケーヨーデイツー川端店
合 計	47	

燃やすごみの45リットル袋の廃止の必要性について

1 背景

有料指定袋は、市民が身近に意識せざるを得ない媒体である。最も大きい45リットル袋を廃止し、小さいサイズの袋に誘導することで、ごみの減量を促進できるとの意見がある。

2 45リットル袋のニーズ

- ・ 45リットル袋の販売ニーズは約2割を占めている【参考資料集 p 8 2】。
- ・ また、市民アンケートによると、世帯人数が6人以上の世帯では半分弱が45リットル袋を使用している上【参考資料集 p 9 3】、
- ・ 「現在主に使用しているサイズの袋がなくなると困る」と回答した世帯の割合が、45リットル袋を主に使っている世帯が他のサイズの袋を使用している世帯に比べて突出して高い結果となっている【参考資料集 p 9 5】。

3 少人数世帯での使用状況

45リットル袋を使用している世帯のうち、1人世帯と2人世帯といったごみ排出量が少ないと考えられる世帯が約15%も占めている【参考資料集 p 9 2】。

4 ごみ減量行動を促進する可能性

- ・ 「一つサイズの小さい袋を使用しなければならなくなった場合にごみの減量・リサイクル行動を今まで以上に頑張ろうと思う」と回答した世帯の割合が約5割あるなど、減量効果を期待できる可能性があるともとれる結果が得られている。【参考資料集 p 9 6】
- ・ 一方で、使用しているごみ袋の大きさの違いによる、ごみ減量・リサイクルの実践度に大きな差は見られない【参考資料集 p 9 5】。

5 45リットル袋の廃止の必要性について

- ・ こうした現状を踏まえ、45リットル袋を廃止すべきかどうかを如何に考えるべきか。
- ・ ニーズを考慮すれば、現状のまま廃止することは難しいか。例えば、ごみを大きく減らす取組（新たな分別など）と同時に廃止することで、影響を緩和するといった工夫が考えられるが、どのように考えるか。

ごみ減量の現状と今後の方向性について（論点メモ）

全体像

平成 23 年度のごみの市受入量は、前年度から約 8,000 トン減少し、48.9 万トンとなったが、家庭ごみが 14 年ぶりに増加に転じ、前年度から約 1,000 トン増となる 24.2 万トンとなった（事業ごみは、前年度から約 9,000 トン減の 24.7 万トン）。

本市では、クリーンセンターの削減（5 工場→3 工場）と埋立処分地の延命化を図るため、ごみの市受入量を平成 27 年度までに 45 万トン、平成 32 年度までに 39 万トンまで削減する目標を掲げている。平成 25 年 1 月には、東部クリーンセンターを休止し、3 工場体制に移行したところであるが、今後、クリーンセンターの大規模改修や保守点検時には 2 工場体制での運転期間が生じるため、ごみの減量が進まなければ、ごみが焼却しきれなくなる可能性もあることから、目標達成に向けて、これまで以上にごみ減量・リサイクルの取組の推進が必要となっている。

家庭ごみ

平成 18 年 10 月に家庭ごみ有料指定袋制を導入するとともに、プラスチック製容器包装分別収集等の取組を実施することにより、家庭ごみは約 2 割減少し、現在も減量効果を維持しているところであるが、平成 23 年度は微増に転じた。これまでも、様々なごみ減量・リサイクルの取組を行っているところではあるが、更なるごみ減量を推進していくためには、市民にごみ減量のターゲットと手段をわかりやすく伝えるとともに、ライフスタイルの転換を促進するために、ごみ減量の必要性を身近で実感してもらえような取組を実施していくことが必要であると考えられる。

☛ ごみ減量のターゲット

○ 生ごみ

家庭ごみの中で最も多いものが生ごみで、年間約 8 万トン発生しており、そのうち約 4 割が食べ残しで、その約半分が手付かずで排出されている。また、水切りが十分でない場合も多く、現在、「（食材の）使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の“3キリ”（さんきり）を合言葉に啓発を強化し、生ごみの減量を推進している。“3キリ”の意識の底上げを図るためには、どのような取組が考えられるか。

○ 紙ごみ

生ごみの次に多いものが紙ごみで、年間約 7 万トン発生しており、そのうち約 1 万トンが新聞、雑誌、段ボールなどの古紙で、約 3 万トンが包装紙や紙箱などの雑がみである。本市では、民間業者による古紙回収が他都市より活発で、集団回収や民間独自のいわゆる「流し」による回収により、古紙は相当高い割合で分別されていると推定される。しかし、雑がみについては資源としての価値が古紙に比べて低く、また、市民に分別意識が浸透していないことから、分別の取組が進んでいない。この雑がみの分別を促進するための方策をどのように考えるか。

【参 考】平成 25 年度予算案

「包装紙等の雑がみの分別リサイクル拡大に向けた社会実験」

- ・ 概 要：家庭ごみのうち約 3 割を占める「紙ごみ」のうち、家庭でのリサイクルが進んでいない「雑がみ」(包装紙、ビラ、パンフレット、紙箱などのリサイクル可能な汚れていない紙)をターゲットに、モデル地域の世帯を対象とする分別収集の社会実験を実施し、減量効果や分別状況等を検証するなど、「雑がみ」の分別リサイクルの拡大に向けた検討を行う。

☛ ごみ減量の必要性を身近で実感してもらうための取組

○ 容器包装材

家庭ごみのうち、容積で約 6 割を占める容器包装材は、容器包装リサイクル法に基づき、製造事業者による容器の薄肉化の取組や、販売事業者による簡易包装や省容器の取組が進み、廃棄物として出される重量・容積ともに減少傾向にある。しかし、有料化の取組が進むレジ袋を除いては、市民の購買行動自体が「そもそも買わない、もらわない」スタイルに変化しているとは言い難い状況である。こうしたことから、市民の意識を環境にやさしいライフスタイル志向に転換していくために、もう少し踏み込んだ対策を検討する必要があると考え、現在、容器包装材の削減に関する条例の制定を検討しており、どのようなことを盛り込むことが考えられるか。

(以下、取組の例示)

製品や容器包装材の製造事業者に対しては、「京都市」という括りで直接取組を求めることは難しいが(市内で流通している製品をターゲットとするのか、市内の製造事業者をターゲットにするのか、いずれにしても公平性を確保して取組を求めることが難しい)、例えば容器包装の少ない製品等に関する情報提供などの市民の意識の変化を促す取組を考えられないか。

市民と容器包装の接点である小売店や飲食店を中心に、効果的で実効性のある

基準作りや、インセンティブの創出などの新たな取組を考えることができないか。

また、京都の代名詞といえば「観光」であり、事業者や観光客の負担にならない範囲で、おみやげものをターゲットに容器包装材の削減の必要性和可能性をPRできるような取組が考えられないか。

○ 移動式資源回収

平成24年2月から、公園や学校などの市民に身近な場所で、日ごとに場所を変えて有害・危険物や資源ごみの回収を行う、移動式資源回収モデル事業を実施している。有害・危険物は、使用されなくなった後、排出方法がわからないまま、家庭に退蔵されていたり、やむなく燃やすごみに排出される場合があり、本モデル事業を利用された市民からは高い評価を得ている。ただし、回収コストがかかるため、実施頻度と地域選択に制約があることが課題であるが、有害・危険物の排出は一人の市民が頻繁に行う必要があるものではないことから、効率的に市民のニーズに上手くマッチングさせるためには、如何なる工夫が必要か。

○ 地域におけるきめ細やかな啓発と取組の充実

地域では、これまでから地域ごみ減量推進会議（以下、「地域ごみ減」という。）を中心に、使用済てんぷら油の回収をはじめ、地域における様々なごみ減量の取組を行っていただいている。また、平成22年3月には、区役所・支所にエコまちステーションを設置し、地域ごみ減とともに環境学習会、施設見学会や啓発イベントを開催するほか、地域における具体的なごみ減量に向けて、落ち葉の堆肥化、生ごみの水切り運動や資源物の回収を行うなど、京都市と地域ごみ減等の地域の方々とは連携した啓発や取組の更なる充実を図っているところである。

しかし、前述の移動式資源回収モデル事業のような地域密着型の取組や、生ごみ3キリの啓発、紙ごみなどの資源物の拠点回収等の京都市の取組への地域ごみ減の連携のあり方が明確ではなく、よりきめ細やかな展開を図っていくためには、どのような連携が考えられるか。また、日常からの情報共有についても、今まで以上に充実させる必要があるのではないか。

○ 有料化財源活用事業の見える化について

有料化財源の活用状況の市民への周知の必要性については、本審議会や市会などから随時ご意見をいただいております。市民しんぶんやリーフレットによる啓発のみならず、事業を実施する際に、有料化財源を活用していることを大きくわかりやすく表示した周知パネルとのぼりを掲出するとともに、チラシでの啓発を行い、更には有料指定袋への印刷など、あらゆる機会を通じて周知を行っている。

今後、より多くの市民に知っていただくとともに、事業に参加していただくための効果的な方策としてどのようなことが考えられるか。

事業ごみ

持込ごみとして受け入れていた建設廃材などの告示産業廃棄物の搬入を平成 21 年 10 月に停止するとともに、平成 22 年 6 月の業者収集ごみの透明袋制の導入、更には平成 23 年 4 月の業者収集ごみ搬入手数料改定（650 円/100kg→800 円/100kg）等の取組により、事業ごみ量は平成 20 年度比で約 25%、約 8 万トン減少した。

今後、平成 26 年 4 月にも業者収集ごみ搬入手数料改定（800 円/100kg→1,000 円/100kg）を予定しているところであるが、景気の動向によっては、増加に転じる可能性もある。更なるごみ減量を進めていくためには、家庭ごみと同様に排出割合の高い生ごみと紙ごみの対策と、持込ごみとして多量に持ち込まれている剪定枝や刈草などの木質ごみの対策を検討する必要があるとともに、排出事業者の減量意識の底上げを図ることが必要であると考えられる。

☛ 生ごみ、紙ごみ及び木質ごみ対策

○ 生ごみ

重量比で事業ごみの約 4 割（約 8 万 7 千トン）を占める生ごみについては、特に生ごみの排出が多い飲食業者に対する啓発を強化している。具体的な取組としては、平成 23 年度に京都府料理飲食業組合連合会及び京都府生活衛生営業指導センター傘下の飲食業者を対象に、生ごみの減量に関する講習会を 2 回開催したほか、平成 22 年 9 月市会において条例改正を行い、平成 23 年度から市内店舗の延床面積の合計が 3,000 m²以上の食品関連事業者（43 事業者 841 店舗）に対し、減量計画書を提出させ、減量が進んでいない事業者を中心に、訪問による減量指導を進めている。

生ごみを多量に排出する事業者に対する施策として、どのような取組が効果的であると考えられるか。

○ 紙ごみ

紙ごみは、重量比で事業ごみの約 3 割（約 6 万 4 千トン）を占めており、事業ごみの約 2 割弱（約 3 万 6 千トン）が古紙類、雑がみなどの資源化可能な紙類となっている（平成 23 年度業者収集ごみ組成調査による）。具体的な取組としては、平成 23 年度に行った京都三条会商店街を対象としたごみ減量ワークショップの議論を基に、古紙及び雑がみの共同回収を平成 24 年 5 月から本格実施しているほか、クリーンセンターに古紙回収容器を設置し、業者収集ごみ及び持込ごみのうち、再資源化可能な古紙を回収する取組を平成 24 年 7 月から実施し

ている。

比較的分別が進んでいる古紙類に加え、雑がみの分別を促進するための事業者向けの方策をどのように考えるか。

○ 木質ごみ

クリーンセンターに搬入されている剪定枝や刈草等の木質ごみは、持込ごみの約 3 割弱（約 1 万 2 千トン）を占めている。この剪定枝や刈草の民間資源化施設への誘導及び自家処理等による資源化を図るため、市の部局をはじめ国や府等の官公庁の発注部局への働きかけを行うとともに、造園業者と民間資源化施設の関係者と本市が参加し、資源化に向けた課題解決方策を検討するワークショップを平成 24 年 10 月から実施している。

剪定枝や刈草の資源化に向け、他にどのような取組が考えられるか。

☛ 排出事業者の減量意識の底上げ

排出事業者の減量意識の底上げを図るためには、事業者に対するきめ細やかな啓発が必要であると考えている。延床面積 1,000 m²以上の大規模事業所（約 2,200 件）に対する取組として、毎年減量計画書を提出させ、環境共生センターの職員が、2 年に 1 度のサイクルで立入調査による減量指導を行うとともに、平成 24 年度には、ごみ減量に積極的に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定する「ごみ減量・3R 活動優良事業所認定制度」を創設した（平成 24 年 10 月に 44 事業所を認定）。

中小事業者向けの取組としては、事業ごみの排出方法や減量手法をわかりやすく啓発する事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を平成 23 年 7 月から 2 箇月毎に発行し、許可業者や業界団体を通じて排出事業者に広く配布している（毎号 40,000 部）。

また、平成 18 年度の条例改正により、業者収集ごみの処理手数料を段階的に改定しており、平成 26 年 4 月からは、100 kg 当たり 800 円から 1,000 円に引き上げることから、来年度には、手数料改定の啓発を重点的に実施していく。

排出事業者に減量のインセンティブが働くような施策としてどのような取組が考えられるか。

こうした観点を踏まえつつ、ごみの更なる減量に向けて、どのように取り組んでいくべきか。